

平成18年 6月27日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号  
ナブテスコ株式会社  
代表取締役社長 松本和幸

### 第3回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第3回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

#### 報告事項

1. 第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
2. 第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第1号議案 第3期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき7円と決定いたしました。

## 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の要点は、次のとおりであります。

(1) 公告の方法について、より効果的で経済的な情報開示の方法である電子公告制度を採用するため、現行定款第4条を変更し、併せて止むを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めしました。

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更いたしました。

単元未満株主の権利の範囲を明確にするための規定を新設しました。株主総会参考書類などをインターネットを利用する方法で開示することができる規定を新設しました。

取締役会においていわゆる書面決議が認められることになりましたので、必要が生じた場合に取締役会の決議を機動的に行なえるよう、取締役全員の同意があり、監査役が異議を述べないときに限り、会議を開催しない形で取締役会の決議を認めるものであります。

社外監査役にふさわしい人材の招聘を容易にするために社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設しました。

定款の全般にわたって会社法の規定に沿った文言の整備を行なうとともに、定款に規定すべき事項の見直しを行なうものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行ないました。

(3) 上記の変更に伴い条数の変更を行なうとともに、一部字句の修正、所要の文言の整備等を併せて行ないました。

## 第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、興津 誠、松本和幸、秋山晋一、田中均、阿部 裕、佐和 博、坪内繁樹の7氏が再選され、新たに児山立平、井上陽一、川田 豊の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役吉田興四郎、岡本正己の両氏に対し、当社における一定の基準に従い、総額1,400万円の退職慰労金を贈呈することとし、両氏に対する具体的な金額および贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、「年額300百万円以内」(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。)に改定いたしました。

以上

---

本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役の選定を行い、新体制は次のとおりとなりました。

(新体制)

取締役会長	興津 誠	取締役	井上 陽一
代表取締役社長	松本 和幸	社外取締役	川田 豊
代表取締役専務取締役	秋山 晋一		
専務取締役	田中 均	常勤監査役	萩原 茂明
常務取締役	児山 立平	常勤監査役	松田 孝介
常務取締役	阿部 裕	監査役	船井 孝祐
常務取締役	佐和 博	監査役	石丸 哲也
取締役	坪内 繁樹	監査役	柴山 高一

---

以上